

# 大分県報

令和三年  
第一九九号  
四月十六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

一 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………

二 大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………

三 保安林の指定の解除（五件）……………

四 道路区域の変更……………

五 道路の供用開始……………

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

### 公告

一 土地改良区の役員の就退任……………

## ○告示 示

### 大分県告示第三百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長有瀬義徳からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災ダム事業 （ため池群整備）	日足地区	令三・四・一六から 令三・五・六まで	宇佐市役所

### 大分県告示第三百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び氏名  
大分市花園二丁目六番四十六号  
公益財団法人森林ネットおおいた  
理事長 重本 悟
- 二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

### 大分県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
別府市大字別府字向ヶ平四三七一番二〇（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

別府市大字別府字向ヶ平四三七一番四・四三七一番二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

再生可能エネルギー発電用施設用地

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市香々地字塩屋三五九五番一（次の図に示す部分に限る。）、三五九五番二、三五九五番三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

国東市安岐町掛樋字藤ヶ谷一番七九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

大分県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六六番一・五三六六番三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年四月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	大分県知事 広 瀬 勝 貞
					メートル
県道朝田日 田線	日田市大字小山字保木ノ本三二六番 六地先から 日田市大字小山字中原二一九番まで	前	四九・〇 メートル ）三・四	三二〇・一	大分県知事 広 瀬 勝 貞
	日田市大字小山字保木ノ本三二六番 六から 日田市大字小山字中原二一九番まで	後	六四・一 ）一・一	三二六・八	

大分県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道天瀬阿蘇線	日田市中津江村栃野字ツメノ平五六六九番七 地内	令三・四・一六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年四月十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年四月十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二二二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二〇、〇七三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、三九五
別府市	三二、一〇三人
中津市	二二、九七四人
日田市	一七、九七九人
佐伯市	二〇、〇五九人
臼杵市	一〇、八七一人
津久見市	四、九七五人
竹田市	六、一〇三人
豊後高田市	六、二七六人
杵築市	八、一三八人
宇佐市	一五、四三〇人
豊後大野市	一〇、〇八三人

令和三年四月十六日

大分県報（告示・選管委告示）

令和三年四月十六日

大分県報（選管委告示・公告）

四

由 布 市 九、四九一人  
 国東市・姫島村 八、五三五五人  
 日出 町 七、八五六人  
 九重町・玖珠町 六、九三一人

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、竹田市土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役 名	氏 名	住 所
理事	田部 和良	竹田市大字平田三三五八番地
〃	渡部 修身	〃 大字久保二〇五番地
〃	大塚 敏雄	〃 大字炭竈一一九一番地
〃	本田 貴臣	〃 大字上坂田三四八番地
〃	眞田 照幸	〃 大字吉田二〇五二番地二
〃	後藤 勇	〃 大字吉田一一〇番地
〃	大塚 照雄	〃 大字戸上六九一番地
〃	佐藤 健一郎	〃 大字今三〇四番地
〃	荒卷 文夫	〃 大字飛田川一三四一番地
〃	後藤 清幸	〃 大字中角八六一番地
〃	阿南 俊弘	〃 大字田井一二九番地
〃	高本 可直	〃 大字玉来六六九番地三
〃	後藤 則昭	〃 大字菅生一二三五番地二

  

役 名	氏 名	住 所
監事	峯田 義光	〃 大字三宅二四二七番地
〃	佐藤 富男	〃 大字今一七二七番地
〃	木下 十代昭	〃 大字中角一三四〇番地
理事	田部 和良	竹田市大字平田三三五八番地
〃	渡部 修身	〃 大字久保二〇五番地
〃	工藤 定男	〃 大字炭竈一一五八番地
〃	衛藤 勝志	〃 大字上坂田六四三番地二
〃	眞田 照幸	〃 大字吉田二〇五二番地二
〃	後藤 勇	〃 大字吉田一一〇番地
〃	工藤 豊彦	〃 大字戸上六八八番地一
〃	佐藤 憲吉	〃 大字今六八一番地一
〃	荒卷 文夫	〃 大字飛田川一三四一番地
〃	後藤 清幸	〃 大字中角八六一番地
〃	阿南 俊弘	〃 大字田井一二九番地
〃	堀 一壽	〃 大字次倉三六〇一番地
〃	後藤 則昭	〃 大字菅生一二三五番地二
監事	渡邊 誠	〃 大字上坂田二四〇番地二
〃	阿南 修平	〃 大字吉田三七一番地一
〃	吉良 頼勝	〃 大字倉木九九〇番地